

政務活動費の手引き

古賀市議会

H26.3.26版

1. 政務活動費の支出に係る基本方針

政務活動費は、平成24年9月の地方自治法の改正により名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」と拡大するよう改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとされた。また、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとされた。

古賀市議会においては、改正後の地方自治法の趣旨を踏まえながらも、従前の政務調査費から使途を拡大しないことを申し合わせた上で、平成25年2月に古賀市議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正し、政務活動費の適正な支出と支出状況の透明性を確保することとした。

2. 政務活動費の概要

- (1)趣旨 古賀市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付する。
- (2)交付額 年額120,000円
- (3)交付日 4月末日（当該年度分を一括交付）

3. 政務活動費の使途の例示及び留意事項

政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で規定しているが、使途項目によっては政務活動費を充てることができない経費、あるいは議員個人の生活に係る支出が混在し、政務活動に係る支出との区別が困難なものがあり、また、政務活動費の実際の運用上、より詳細な項目について整理しておく必要があることから、次表のとおり政務活動費の使途の例示及び運用に係る留意事項を示すものとする。

※政務活動費の使途の例示

(網掛け部分は条例で規定している使途)

項目	内容	使途の例示	留意事項
調査研究費	議員が行う市の事務、地方 行財政等に関する調査研究 及び調査委託に関する経費	資料印刷費、調査委 託費、交通費及び宿 泊費、文書通信費等	交通費及び宿泊費は実 際に要した経費とする (注1)
研修費	議員が研修会を開催するた めに要する経費及び団体等 が主催する研修会の参加に 要する経費	講師謝金、会場費、交 通費及び宿泊費、文 書通信費、参加費等	交通費及び宿泊費は実 際に要した経費とする (注1)
広報費	議員が調査研究活動、議会 活動及び市の政策について 住民に報告し、及び広く周 知するために要する経費	広報紙・報告書印刷 費、文書通信費等	市政報告書等に政党や 後援会に関する掲載が ある場合は面積により按 分する
広聴費	議員が行う市政に関する住 民の要望、意見等の聴取に 要する経費	会場費、印刷費、茶菓 子代等	茶菓子代は社会通念上 適正な範囲とする
資料作成費	議員が行う調査研究活動の ために必要な資料の作成に 要する経費	印刷製本費、テープ 反訳料、翻訳料、事務 機器購入・リース代等	事務機器購入・リース代 は私的使用との区分が 困難であることに留意の 上、計上する場合は4分 の1以内が妥当(注2)
資料購入費	議員が行う調査研究活動の ために必要な図書、資料等 の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑 誌購読料、有料デー タベース使用料等	スポーツ紙等娯楽性の 高いものは対象外
事務費	議員が行う調査研究に係る 事務に要する経費	通信運搬費、消耗文 具費、印刷製本費等	私的なものは対象外

(注1) 交通費には鉄道・バス・航空運賃のほか、有料道路代・駐車場代・タクシー代・レンタカー代
及び妥当なガソリン代を含むものと解されている。

(注2) 備品の購入またはリースに係る経費の4分の1を認めた判例(H19.12.20 仙台高裁)を参考。

※支出が不適切な経費の事例

交際費的な経費	餞別、見舞金(病気、災害等)、慶弔金、慶弔電報料、賛助金、広告料、パーティー券、花輪等、年賀状等の購入・印刷代及び発送に要する経費、宴会・懇親会経費、レクリエーション経費、祝賀会・結婚・記念式典等の出席に要する経費
寄附、贈与的な経費	贈答品、商品券、図書券、プリペイドカード等、各種団体等に対する寄附・協賛金・賛助金・協力費等の経費
後援会に要する経費	後援会事務所の賃借料・維持管理費・人件費等、後援会費、後援会報作成代
政党活動に伴う経費	党発行の機関紙・広報紙等の発行に係る経費、所属政党で発行する新聞・機関紙等の購読料、党費・党大会賛助金、政党活動及び党大会参加のための旅費等、その他政党活動・政党支部活動に要する経費
その他	テレビ受信料、車両洗淨・車検・整備費・自動車保険料等、運転代行料、名刺作成費

4. 年間の手続きの流れ

月		内 容
4 月	1 日	交付申請書提出【様式第 1 号】
		(市長から交付決定通知交付【様式第 2 号】)
	10 日まで	交付請求書提出【様式第 3 号】
4 月～翌 3 月		政務活動、会派視察等 (視察後、1 カ月以内を目安に報告書提出)
翌 4 月 30 日まで		収支報告書提出【様式第 4 号】
翌 5 月 10 日まで		残余分の返還

※年度途中で議員でなくなった場合は、14 日以内に収支報告書を提出し、残余分を返還する。

5. 交付申請書・請求書の作成方法

(1) 政務活動費交付申請書（様式1）

〇〇年4月1日

古賀市長 〇〇〇〇 様
（古賀市議会議長経由）

議員名 〇〇 〇〇印

政務活動費交付申請書

古賀市
—申請します

記

交付申請額（〇〇年度分） 120,000 円

4月1日付です。
（休日の場合は翌平日）

記名・押印

年度内。
（改選の年は任期にあわせる。10,000
円×月数）

4月9日付です。
（休日の場合は前の平日）

(2) 政務活動費交付請求書（様式3）

〇〇年4月9日

古賀市長 〇〇〇〇 様
（古賀市議会議長経由）

議員名 〇〇 〇〇印

政務活動費交付請求書

古賀市
—請求します

記

1金 120,000 円
ただし、〇〇年度分

振 込 先	金融機関	銀行・農協 信用組合・金庫	支店・支所 出張所
	預金種目	普通・（ ）	口座番号
	フリガナ		
	口座名義		

様式1の申請額と一致

様式1の期間と一致

本人名義

記名・押印

6. 完了報告書の作成方法

提出書類

表紙	様式第4号
政務活動費収支報告書	別紙1
政務活動費支出内訳書	別紙2
領収書又はこれに準ずる書類	・全ての項目で領収書を添付（交通費及び宿泊費は実際に要した経費） ・別紙2の内訳書番号ごとに整理
調査研究報告書	参考様式（視察研修や調査研究等の報告書の様式として必要に応じ使用）

(1) 様式第4号

〇〇年4月 日

古賀市議会議長 〇〇〇〇 様

議員名 〇〇 〇〇印

〇〇年度政務活動費収支報告について

古賀市-----

—提出します

1 〇〇年度政務活動費収支報告書

2 添付書類

(1) 政務活動費収支報告書（別紙1）

(2) 政務活動費支出内訳書（別紙2）

(3) 領収書又はこれに準ずる書類

4月30日が期限

記名・押印

(2) 別紙1

年度政務活動費収支報告書
議員名

1 収入
政務活動費 120,000 円

2 支出

項目	金額 (円)	支出内訳書の番号
調査研究費	〇〇〇円	〇、〇
研修費	〇〇〇円	〇
広報費	〇〇〇円	〇
広聴費	—	
資料作成費	〇〇〇円	〇、〇
資料購入費	〇〇〇円	〇
事務費	〇〇〇円	〇、〇
支出合計	〇〇〇〇円	

3 残額 〇〇〇円

別紙2の支出内訳書の番号を記入

(3) 別紙2

年度政務活動費支出内訳書

番号	期間	内容	経費 (円)	備考
1	〇年〇月〇日	コピー代	〇〇〇円	
2	〇年〇月〇日	書籍購入 (〇〇)	〇〇〇円	
3	〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日	〇〇に関する会派 視察研修	〇〇〇円	報告書添付

※研修及び視察には報告書を添付のこと

領収書はこの番号ごとに整理して添付

参考様式

必要に応じ、参考様式を使用

支出内訳書の番号 _____

調査研究報告書

1 名称	
2 目的	
3 実施時期	

7. 資料編（関係法令）

○地方自治法（抜粋）

昭和22年4月17日

法律第67号

〔調査権・刊行物の送付・図書室の設置等〕

第100条

〔略〕

⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

⑯ 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

〔略〕

○古賀市議会政務活動費の交付に関する条例

平成25年2月28日

条例第2号

古賀市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年条例第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、古賀市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、古賀市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

（交付額及び交付方法）

第3条 政務活動費は、毎年4月1日に在職する議員に対し、1年につき120,000円（以下「年額」という。）を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、年額を12で除して得た額（以下「月額」という。）に当該年度の4月から任期満了の日の属する月までの月数を乗じて得た額を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において新たに議員となった者に対する政務活動費は、議員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日（以下「基準日」という。）に当たるときは、当月）から当該年度の3月までの月数に月額を乗じて得た額を交付する。

3 政務活動費は、各年の4月の末日までに当該年度分を一括して交付する。ただし、前項に規定する者については、議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、当月）の末日までに交付する。

（議員でなくなった場合の政務活動費の返還）

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が、年度の途中において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、既に交付を受けた政務活動費のうち、当該議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月（年度の途中において議員の任期が満了する者については任期満了の日の属する月）までの月数に月額を乗じて得た額を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、市政に関する調査研究の目的を達成するため、別表で定める経費に限り、充てることができる。

（収支報告書の提出）

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、領収書又はこれに準ずる書類を添えて政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、議員でなくなった日から起算して14日以内に収支報告書を提出しなければならない。
（政務活動費の返還命令）

第7条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該議員が当該年度において第5条に規定する経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第8条 議長は、提出された収支報告書を、その提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、収支報告書の閲覧を請求することができる。

（透明性の確保）

第9条 議長は、提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の古賀市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の古賀市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために要する経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、及び広く周知するために要する経費
広聴費	議員が行う市政に関する住民の要望、意見等の聴取に要する経費
資料作成費	議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
事務費	議員が行う調査研究に係る事務に要する経費

○古賀市議会政務活動費の交付に関する規則

平成25年2月28日

規則第1号

古賀市議会政務調査費の交付に関する規則（平成17年規則第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、古賀市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第2号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について、必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を經由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

（交付決定）

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該議員に政務活動費交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付請求）

第4条 議員は、政務活動費を交付する月の10日までに、市長に対し、政務活動費交付請求書（様式第3号）を提出するものとする。

（収支報告書）

第5条 条例第6条第1項に規定する収支報告書は、様式第4号によるものとする。

2 議長は、収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

（会計帳簿等の整理保管）

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の古賀市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの規則による改正前の古賀市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

古賀市長

（古賀市議会議長経由）

議員名

印

政務活動費交付申請書

古賀市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額（ 年度分） 円

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

議員名

古賀市長

印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、古賀市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額 円

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

古賀市長

（古賀市議会議長経由）

議員名

印

政務活動費交付請求書

古賀市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円

ただし、 年度分

振 込 先	金融機関		銀行・農協 信用組合・金庫		支店・支所 出張所
	預金種目	普通・（ ）	口座番号		
	フリガナ				
	口座名義				

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

古賀市議会議長

議員名

印

年度政務活動費収支報告について

古賀市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、別紙のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

- 1 年度政務活動費収支報告書

- 2 添付書類
 - (1) 政務活動費収支報告書（別紙1）
 - (2) 政務活動費支出内訳書（別紙2）
 - (3) 領収書又はこれに準ずる書類

別紙1

年度政務活動費収支報告書

議員名

1 収 入

政務活動費 円

2 支 出

項 目	金 額 (円)	支出内訳書の番号
調査研究費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 費		
支出合計		

3 残額 円

別紙2

年度政務活動費支出内訳書

番号	期 間	内 容	経費（円）	備考

※研修及び視察には報告書を添付のこと

参考様式 (必要に応じ使用)

支出内訳書の番号 _____	
調査研究報告書	
1 名称	
2 目的	
3 実施時期	
4 実施場所	
5 参加者	
6 その他	